

# ストックホルム歐州軍縮會議合意文書

杉江栄一

## 解説

ここに訳出したストックホルム歐州軍縮會議（CDE、正式名称は「歐州における信賴と安全保障醸成および軍縮にかんするストックホルム會議」）合意文書は、ヘルシンキ・プロセスのもつとも重要な成果のひとつである。

ヘルシンキ・プロセスとは、一九七三～七五年にヘルシンキとジュネーヴで開かれた歐州安全保障協力會議（CSCE）、一九七五年八月一日のヘルシンキ最終文書（the Final Act）の採択およびその後の諸會議（継続會議 the follow-up meeting と呼ばれている）で追求されている歐州における緊張緩和をめざす一連の交渉過程である。『最終文書』は、安全保障、經濟協力、人間と情報の交換、會議運営と関係諸機関設置の四つの議題（バスケットと呼ばれている）に集約されたが、第一アルバニアを除く全歐州諸国とアメリカ、カナダである。つま

バスケットの安全保障については、本文中にもでてくるように、「參加諸國間の關係を律する原則」（一〇原則）と信賴醸成措置および軍縮にかんする若干の合意を含んでいる。ストックホルム歐州軍縮會議は、CSCEマドリッド継続會議（一九八〇／八三）で、第一バスケットについて「信賴と安全保障の強化と軍縮の達成にむかって前進することを目的とした段階的な、新しい、効果的かつ具体的な行動に着手する」目的で設置がきまり、その第一段階が一九八四～八六年にかけて開かれた。第一段階の目的は、ヘルシンキ『最終文書』の一〇原則にもとづいて信賴醸成措置をいつそう具体化することであり、その成果としてこの文書が採択された。第二段階として軍縮措置についての交渉が予定されている。

ストックホルム會議の参加国は、CSCEの場合と同様に、アルバニアを除く全歐州諸国とアメリカ、カナダである。つま

りNATO諸国とWTO諸国その他に欧州の中立・非同盟主義の立場に立つ諸国が参加しているが、この会議で中立主義の諸国が大きな役割をはたしているところにその特徴がある。その中立主義の指導者の一人として会議の実現を主導したスウェーデンのバルメ首相は、会議の成果を待たずに一九八六年二月二八日、ストックホルムで発言にたおれたことを付言しておく。

欧洲安全保障協力会議のマドリッド会議の終結文書の該当条項にもとづいて招集された「欧洲における信頼と安全保障醸成措置および軍縮にかんするストックホルム会議」の合意文書

- (1) 欧州安全保障協力会議(CSCE) 参加国、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ民主共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、ローマ法王庁、ハンガリー、アイスランド、イルランド、イタリー、リヒテンシユタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サン・マリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ソ連、ギリス、アメリカおよびユーゴスラビアの代表は、CSCE マドリッド継続会議の終結文書に含まれる「欧洲における信頼と安全保障醸成措置および軍縮にかんする会議」について
- の条項にもとづいて、一九八四年一月一七日から一九八六年

九月一九日までストックホルムに参集した。

(2) 会議参加者は、一九八四年一月一七日に、スウェーデン首相、故オルフ・バルメ氏の演説を聞いた。

(3) 各国外務大臣およびその他の首席代表が開会演説をおこなった。その後スペイン外務大臣ならびに他の若干の参加国代表が演説をおこなった。一九八六年九月一九日にスウェーデン外務大臣が演説をおこなった。

(4) 一九八四年七月六日に、国際連合事務総長が演説をおこなった。

(5) 以下の地中海諸国は会議参加国ではないが、会議に寄与した。アルジェリア、エジプト、イスラエル、レバノン、リビア、モロッコ、シリアおよびチュニジア。

(6) 会議参加諸国は、「欧洲における信頼と安全保障醸成措置および軍縮にかんする会議」の目的が、欧州安全保障協力会議によって開始された多国間協議過程の重要な構成部分として、国家の相互関係においてまた国際関係一般においても武力の威嚇または行使を差し控えるという諸国の義務を実行に移すために、信頼と安全保障強化と軍縮の達成にむかって前進することを目的とした段階的な、新しい、効果的かつ具体的な行動に着手することにあることを想起した。

(7) 会議参加国は、この文書において採択されかつマドリッド会議の委任事項と合致する相互に補完的な信頼と安全保障醸成の諸措置は、その目的と性質からいって、またそれが実

## ストックホルム歐州軍縮會議合意文書

施されるならば、ヨーロッパにおける信頼と安全保障を強化するのに、したがつて武力の威嚇または行使を差し控えるという諸国の義務を実行に移すために役立つことを認めた。

(8) したがつて會議參加国は以下のように宣言する。

### 武力の威嚇または行使の抑制

(9) 會議參加国は、その相互關係ならびに國際關係一般において、他国の領土保全または政治的独立を妨げ、または國際連合の目的と両立しないいかなる方法によつても、武力の威嚇または行使をおこなわない義務を想起し、『最終文書』に述べられた武力の威嚇または行使をおこなわないという原則を尊重しかつ実行するという約束を再確認する。

(10) いかなる理由があつても、右の原則に違反する武力の威嚇または行使を正当化することは許されない。

(11) 會議參加国は、國際連合憲章に定められたように、武力攻撃にたいする個別的または集団的自衛の固有の権利を想起する。

(12) 會議參加国は、他国にたいして主権の完全な行使の放棄を迫る目的で武力による示威をおこなわない。

(13) 『最終文書』に述べられているように、國際法に違反する武力の威嚇または行使による占領または領土の取得は合法的とみなされない。

(14) 會議參加国は、平和と安全保障への公約を承認する。し

たがつて會議參加国は地の會議參加国にたいして、國際連合憲章の目的と原則および(『最終文書』の一訳者)「參加諸国間の關係を律する諸原則にかんする宣言」に反する軍事力の行使、とくに他国領土への侵入または攻撃をおこなわないことを再確認する。

(15) 會議參加国は、いかなる国との關係においても、その国との政治的・経済的・文化的制度のいかんにかかわりなく、またその国と同盟關係にある否かにかかわりなく、武力の威嚇または行使をおこなわないという約束を守る。

(16) 會議參加国は、上述した武力の威嚇または行使をおこなわない義務の不履行が國際法違反となることを強調する。

(17) 會議參加国は、『最終文書』に述べられているように、紛争の平和的解決の原則が武力の威嚇または行使をおこなわないという諸国の義務の重要な補足的手段であり、かつ平和と安全の維持および強化のための重要な要素であることを確信し、この原則に従うことを強調する。會議參加国は、紛争の平和的解決のための方法を強化しかつ改良しようとする決意およびその必要を想起する。會議參加国は、相互間のいかなる紛争ももっぱら平和的手段によつて解決するためにあらゆる努力をする決意であることを再確認する。

(18) 會議參加国は、『最終文書』の約束をまもり、かつすべての条項を実施する必要を強調する。これらの条項は、ヨーロッパにおける安全保障を改善し、協力を發展させる過

程をいつそう促進し、さらに全世界的な国際平和と安全に寄与するであろう。

- (19) 会議参加国は、「参加諸国間の関係を律する諸原則にかんする宣言」のすべての原則（一〇原則—訳者）を遵守することを強調し、会議参加国の政治的・経済的・社会的制度、ならびに国土の大きさ・地理的位置・経済的発展の水準にかわりなく、この原則を尊重しかつ実行する決意を宣言する。
- (20) 前記の「宣言」における一〇原則はもつとも重要である。したがってこれらの原則は等しくかつ無条件に適用され、各原則の解釈にあたっては他の原則が考慮されなければならない。

- (21) これらの原則を誠実に実施することは、『最終文書』の諸条項にかかる分野での会議参加国間の友好関係と協力の発展を促進するであろう。
- (22) 会議参加国は、諸国の主権における平等の基本的原則の尊重を再確認し、すべての国が国際法にもとづいて平等な権利と義務を有していることを強調する。
- (23) 会議参加国は、人権と基本的自由の普遍的重要性を再確認する。これらの権利と自由の尊重ならびにその効果的な実施は、「参加諸国間の関係を律する諸原則にかんする宣言」に示されているように、国際平和・正義・協力にとつても、またすべての国家間の場合と同様に会議参加国間の友好関係と協力の発展にとっても重要な要素である。

- (24) 会議参加国は、ひろく世界の安全とのかかわりで、ヨーロッパにおける安全が地中海地域における安全と密接に連携していることを再確認する。これに関連して会議参加国は、『最終文書』の「地中海」条項に含まれる規定にしたがってこの地域における信頼と安全を促進し平和を強固にするために、相互主義にもとづいて、かつ「参加諸国間の関係を律する諸原則にかんする宣言」に含まれる原則にのつて、この地域のすべての国との善隣関係を促進する意思を確認する。
- (25) 会議参加国は、国際関係におけるテロリズムを含めて、テロリズムを防止しかつ絶滅する断固たる措置をとる必要を強調する。会議参加国は、それぞれの国においても国際的協力を通しても、テロリズム行為の防止のための効果的な措置をとると決意を表明する。会議参加国は、自国の領土がテロリストの活動の準備、組織または実行のために利用されないためのあらゆる適切な措置をとる。それは、他国とその国民に向けられたものを含めて、テロリズムの行為の準備をそそのかし、組織または巻きこむ、個人、集団および団体の破壊活動を含む違法な活動を、自国の領土内において禁止する措置を含む。
- (26) 会議参加国は、国際法にもとづく義務を誠実に履行する。また歐州安全保障協力会議の枠内におけるその公約の厳格な実行が信頼と安全保障を醸成するために重要であることを強調する。

## ストックホルム欧州軍縮會議合意文書

(27) 會議參加國は、國際連合憲章にもとづく國連加盟國の義務とその他の條約または國際協定にもとづく義務が抵触した場合には、國際連合憲章第一〇二条にしたがって、憲章にもとづく義務が優先することを確認する。

(28) 會議參加國は以下の措置を採択した。

### 特定の軍事活動の事前通告

(29) 會議參加國は、信賴と安全保障醸成措置 (CSBMs) 適用地域内に実施される通告義務ある<sup>(\*)</sup>軍事活動について、その開始の四二日以上前に、合意された内容書式による書面をもつて、外交経路を通じて、他のすべての會議參加國に通告する。

(\*付録Iを見よ)

(\*この文書で「通告義務ある」とは、通告を必要とするという意味である。)

(30) 自国の領域内で当該活動の実施が予定されている會議參加國は、その国の軍隊が当該活動に参加しないか、もしくはその国の軍隊の規模が通告義務の水準を下回る場合でも、通告しなければならない。予定されている軍事活動に参加する他の會議參加國の軍隊の規模が通告義務の水準に達している場合には、上記の通告は、その會議參加國の通告義務を免除しない。

(31) 通告は、CSBMs 適用地域における一個の活動として実施される以下のようないわゆる軍事活動が、つぎにのべる水準に達す

るか、もしくはそれを越える場合におこなう。

(31・1) 會議參加國の地上軍の各部隊が、単独で、もしくは空軍または海軍からの参加部隊と共同して、单一の作戦司令部のもとで一個の演習活動に参加する場合には、

(\*この場合、「地上軍」は水陸両用部隊、空輸機動部隊、空挺部隊を含む)

(31・1・1) 軍事活動の期間中にいかなる時でも、その活動がつぎの兵力に達した場合には通告を必要とする。

—支援部隊を含む、少なくとも二二〇〇〇人の兵員、もしくは—少なくとも三〇〇両の戦車、が

師団組織に編成されるか、または同一師団に属さないにしても少なくとも二個旅団または二個大隊に編成される場合

(31・1・2) 會議參加國の空軍の参加については、活動期間中に、ヘリコプターを除いて、二一〇〇回以上の出撃飛行が予定されている場合には通告中にその旨を含める。

(31・2) CSBMs 適用地域において、揚陸作戦または空挺部隊によるパラシュート強襲作戦に部隊が参加する場合には、

(31・2・1) これらの軍事活動は、揚陸作戦については三〇〇〇人以上の兵員、またはパラシュート降下作戦について三〇〇〇人以上の兵員が参加する場合に、通告を必要とする。

(31・3) 會議參加國の地上軍の各部隊が、通告義務ある演習活動に参加し、または集結するために、CSBMs 適用地域外から域内の到着地点へ移動し、または CSBMs 適用地域内

のある地点から同地域内の集結地点に移動する場合には、

(31・3・1) 軍事活動の期間中のいかなる時でも、これらの部隊の到着または集結の規模がつぎの兵力に達した場合には通告を必要とする。

一支援部隊を含む、少なくとも 1,100 人の兵員、もしくは一少なくとも 300 両の戦車、が

師団組織に編成されるか、または同一師団に属さないにしても少なくとも二個旅団または二個大隊に編成される場合

(31・3・2) 地域内に移動した兵力は、通告義務ある演習活動に参加し、または CSBMs 適用地域内において集結のために、到着地点を出発する時には、合意された CSBMs のすべての条項にしたがって行動する。

(32) 参加兵力にかんして通告義務ある演習活動が事前の通知なく実施された場合には、それは、四日前になさるべき事前通告必要条件にたいする例外である。

(32・1) この種の活動が合意された上限を越えるならば、参加兵力がこの種の活動を開始する時に通告をおこなう。

(33) 通告は、以下の書式によつて、通告義務ある軍事活動ごとに書面でおこなう

#### (34) A — 一般情報

(34・1) 軍事活動の名称

(34・2) 軍事活動の一般的目的

(34・3) 軍事活動に参加する国名

(34・4) その軍事活動を編成・指揮する司令官の階級

(34・5) 軍事活動の開始および終了の日付

(35) B — 通告義務ある軍事活動の型にかんする情報

(35・1) 会議参加国の地上軍の各部隊が、単独で、もしくは空軍または海軍から参加部隊と共同して、单一の作戦司令部のもとで一個の演習活動に参加する場合には、

(35・1・1) 軍事括動に参加する兵力の総数（すなわち地上部隊、水陸両用部隊、空輸機動部隊および空挺部隊）、ならびに適当な場合には、参加国ごとの兵員数。

(35・1・2) 各国ごとに参加する師団の数と型。

(35・1・3) 各国ごとの戦車の総数、ならびに装甲車に搭載された対戦車誘導ミサイル発射台の総数。

(35・1・4) 大砲および複数ロケット発射台（口径 100 ミリメートル以上）の総数。

(35・1・5) ヘリコプターの総数とその種類。

(35・1・6) ヘリコプターを除く航空機の出撃予定数。

(35・1・7) 航空作戦の目的。

(35・1・8) 参加航空機の種類。

(35・1・9) 参加空軍を編成・指揮する司令官の階級。

(35・1・10) 海軍の対沿岸砲撃。

(35・1・11) 海軍によるその他の対沿岸支援活動。

(35・1・12) 参加海軍を編成・指揮する司令官の階級。

(35・2) CSBMs 適用地域において、揚陸作戦または空挺部

## ストックホルム歐州軍縮會議合意文書

隊によるパラシュート強襲作戦に部隊が参加する場合には、

(35・2・1) 通告義務ある揚陸作戦に参加する水陸両用部隊の総数、および／または、通告義務あるパラシュート強襲作戦に参加する空挺部隊の総数。

(35・2・2) 通告義務ある揚陸作戦が CSBMs 適用地域内でおこなわれる場合には、揚陸の場所。

(35・3) 会議参加国地上軍の各部隊が、通告義務ある演習活動に参加し、または集結するために、CSBMs 適用地域外から域内へ到着地点へ移動し、または CSBMs 適用地域内のある地点から同地域内の集結地点に移動する場合には、

(35・3・1) 移動する部隊の総数。

(35・3・2) 移動に参加する師団の数と型。

(35・3・3) 通告義務ある到着または集結に参加する戦車の総数。

(35・3・4) 到着地点および集結地点を示す地理的標識。

(36) C——活動予定地域および期間

(36・1) 適切な方法で示した、地勢ならびに地理的標識によって境界を画した軍事活動の地域。

(36・2) CSBMs 適用地域における参加部隊の活動の各局面

(移動、展開、兵力の集結、実際の演習局面、復旧局面) の開始および終了の日付、戦術的目的、ならびに各局面ごとのそれぞれの（地理的標識によって境界を画した）地理的範囲。

(36・3) 各局面の簡単な説明。

(37) D——その他の情報

(37・1) 年間計画で予定されている活動に変更があれば、その変更。

(37・2) 他の通告義務ある活動にたいする当該活動の関係。

### 特定の軍事活動の視察

(38) 会議参加国は、以下の通告義務ある軍事活動に、他のすべての会議参加国の視察員を招待する。

(38・1) 会議参加国地上軍の各部隊が単独で、もしくは空軍または海軍からの参加部隊と共同して、单一の作戦司令部のもとで一個の演習活動に参加する場合。

(\*この場合、「地上軍」は水陸両用部隊、空輸機動部隊、空挺部隊を含む)

(38・2) —CSBMs 適用地域において、揚陸作戦または空挺部隊によるパラシュート強襲作戦に部隊が参加する場合。

(38・3) 会議参加国地上軍の各部隊が、通告義務ある演習活動に参加し、または集結するために、CSBMs 適用地域外から域内へ到着地点へ移動し、または CSBMs 適用地域内のある地点から同地域内の集結地点に移動する場合には、これらの兵力の集結。地域内に移動した兵力は、通告義務ある演習活動に参加し、または CSBMs 適用地域内において集結のために、到着地点に出発する時には、合意された CSBMs のすべての条項にしたがって行動する。

資料

(38・4) 前記の諸活動は、参加兵力が一七〇〇〇人に達するかまたは越える場合には視察を必要とする。また陽陸作戦もしくは空挺部隊によるパラシューート強襲作戦の場合には、参加兵力が五〇〇〇人に達するかまたは越える場合には視察を必要とする。

推定される。

(39) 招待国は、通告の時点で、外交経路を通じて書面で、他の全ての会議参加国に招待状を発する。招待国とは、その国の領域で通告されるべき活動がおこなわれる会議参加国である。

(40) 招待国は、招待国のおこなわれる軍事活動に参加する他の会議参加国に、招待国としての義務の一部を委任できる。この場合招待国は、軍事活動を視察するための招待状において、責任の配分を明示する。

(41) 各会議参加国は、視察されるべき軍事活動に視察員を二名まで派遣できる。

(42) 招待をうけた国は、信任状を付して招待国に派遣する要員を含めて、軍人および／または民間人の二名の視察員を派遣するかを決定する。軍の視察員はその任務の遂行中通常は制服を着用し、記章をつける。

(43) 招待にたいする回答は、招待状の発行後二日以内に書面でおこなう。

(44) 招待をうけた会議参加国は、招待状にたいする回答で、視察員の氏名および階級を通知する。期限内に招待の受け入れがなされなかつた場合には、視察員は派遣されないものと

(45) 招待国は、招待状の発送にあたって、以下の情報を含む全般的な視察計画を提示する。

(45・1) — 視察員の集合の日付、時間および場所。

(45・2) — 視察計画の予定期間。

(45・3) — 通訳および／または翻訳に用いられる言語。

(45・4) — 視察員の食事、宿泊および移動のための準備。

(45・5) — 招待国が視察員に供与する視察用機材の準備。

(45・6) — 視察員が携行する特別の機材の使用について、招待国のおかげで認可にかかる事項。

(45・7) — 気象条件または環境要因のために視察員に提供される特別の衣服の準備。

(46) 視察員は、視察計画にかんして要求を申しでることができる。招待国は、可能ならば、それに応じる。

(47) 招待国は視察期間を決定する。視察員はこの期間に、軍事活動が視察のために合意された水準に達するかまたはそれを越える時から、軍事活動の期間の最後に、視察のための水準に達しなくなるまで、通告義務ある軍事活動を視察することができる。

(48) 招待国は視察員に、通告義務ある活動地域に向かい、またそこから帰るための輸送手段を提供する。この輸送手段は視察計画の開始前に持ち場につけるように、首都または招待状に明示された他の適切な場所から提供される。

## ストックホルム歐州軍縮會議合意文書

- (49) 招待をうけた国は、招待国の首都または招待状に明示された他の適切な場所までの、およびそこから帰国するまでの視察員の旅行費用を負担する。
- (50) 視察員は、その任務を遂行するために、平等な待遇を受け、平等な機会を提供される。
- (51) 視察員は、その任務の遂行中、外交関係にかんするウイーン条約に定められる外交官と同等の特権および免除を認められる。
- (52) 招待国は、制限された区域、施設または防衛地域の視察を許可するよう求められない。
- (53) 視察された活動が脅威的な性質のものでなく、また適切な通告規定にしたがって実施されていることを視察員が確認できるように、招待国は以下の措置をとる。
- (53・1) — 視察計画の開始にあたって、軍事活動の目的、基本的状況、段階ならびに通告と比較して変更があればその変更について説明し、軍事活動地域の五〇〇〇〇分の一以上の地図および日程表を付した視察計画ならびに基本的状況を記した概要を、視察員に提供する。
- (53・2) — 視察員に適切な視察機具を提供する。ただし視察員は、招待国の検査と許可を受けて、個人の双眼鏡の使用を認められる。
- (53・3) — 視察計画の実施中、軍事活動の各段階とその展開にかんして地図を用いて毎日視察員に説明し、かつ視察員に
- その地理上の位置を知らせる。地上軍の活動が空軍部隊または海軍部隊と連携しておこなわれる場合には、これらの部隊の代表が説明をおこなう。
- (53・4) — 視察員が軍事活動の流れについて印象が得られるよう、活動に参加している一国または数国の部隊を直接に視察する機会を提供する。この目的のために、視察員は、師団または師団相当規模の参加部隊の主要戦闘部隊を視察し、さらに可能な場合には特定の部隊を訪問し、指揮官や兵員と面談する機会が与えられる。参加部隊ならびに訪問を受けた部隊の指揮官もしくは上級将校は、その部隊の任務を視察員に説明する。
- (53・5) — 軍事活動地域内で視察員を案内する。視察員は、この文書に定める条項にもとづいて招待国が発する指令にしたがう。
- (53・6) — 視察員に、軍事活動地域内で適切な移動手段を提供する。
- (53・7) — 視察員に、それぞれ自國の大使館またはその他の公式代表部および領事部に適宜に連絡をとる機会を提供する。招待国は、視察員の通信費用を負担する必要はない。
- (53・8) — 視察計画を実施するために適切な場所で、視察員に適当な食事と宿泊施設を、また必要な時には医療を提供する。
- (54) 会議参加国は、通告義務ある軍事活動であっても、参加

兵員についての事前の通告なしに実施され、これらの通告義務ある活動が七二時間を超えない場合には、視察員を招待する必要はない。これらの活動が七二時間を越える場合には、視察のために合意された限界に達しまたはそれを越える期間中は視察を必要とする。この場合の視察計画は、現実的に可能なかぎりこの文書に定められたすべての視察条項に厳格にしたがう。

## 年間計画

(55) 各会議参加国は、他のすべての会議参加国とのあいだで、CSBMs 適用地域内において翌年度に実施予定の事前通告を必要とする軍事活動の年間計画<sup>(\*)</sup>を交換する。この年間計画は、

翌年度分について、毎年、書面で、外交経路を通じて、おそらくとも一月十五日までに送付される。

(\* 特定の軍事活動の事前通告にかんする条項の定めにしたがつて)

(56) 各会議参加国は、前項の通告を日付を追つて表示し、各活動にかんする情報を、以下の様式にしたがつて提示する。

## (56・1) — 軍事活動の種類と名称。

## (56・2) — 軍事活動の一般的特徴と目的。

## (56・3) — 軍事活動に参加する国名。

(56・4) — 適当な地勢および／または地理的標識で示した軍事活動の実施地域。

## 制限条項

(59) 各会議参加国は、二年後に実施を予定している四〇〇〇〇人以上の兵員を含む事前通告を必要とする軍事活動<sup>(\*)</sup>にかかる情報を、他のすべての会議参加国に、毎年一月十五日

(56・5) — 軍事活動の予定期間および開始予定日を含めて日付をもつて示した一四日間の期間。

(56・6) — 軍事活動に参加する予定総兵力<sup>(\*)</sup>。

(\* 特定の軍事活動の事前通告にかんする条項の定めにしたがつて)

(56・7) — 軍事活動に参加する部隊の種類。

(56・8) — 軍事活動を指揮する司令官の階級。

(56・9) — 軍事活動に師団の参加が予定されている場合には、その師団の数と型。

(56・10) — その他の追加的情報、とくに軍事活動を計画している会議参加国が適当だとみなしている参加部隊の種類にかかる情報。

(57) 軍事活動の年間計画を変更する必要が生じたならば、その変更は、適当な通告期間内に他のすべての当事国に通知される。

(58) 年間計画に含まれなかつた事前通告を必要とする軍事活動にかんする情報は、年間計画に定められた様式にしたがつて可及的すみやかにすべての会議参加国に通知される。

## ストックホルム歐州軍縮會議合意文書

までに、書面で通知する。この通知は、一般的目的、時期および期間、地域、規模ならびに参加国について、それぞれの活動にかんする予備的情報を含む。

(\* 特定の軍事活動の事前通告にかんする条項の定めにし

たがって)

(60) 会議参加国は、事前通告を必要とする軍事活動で七五〇〇〇人以上の兵員を含むものについては、前条に定めた通知をおこなわいかぎり、実施しない。

(61) 会議参加国は、事前通告を必要とする軍事活動で四〇〇〇〇〇人以上の兵員を含むものについては、毎年の一月十五日以前に年間計画に含まれていなかぎり、実施しない。

(62) 年間計画に予定されている活動以外に事前通告を必要とする軍事活動を実施する場合には、その活動は最小限でなければならぬ。

(63) マドリード合意にしたがって、合意さるべき信頼と安全保障醸成措置は「これらの措置の内容に対応する適切な検証方式を具備する」。

(64) 会議参加国は、合意された信頼と安全保障醸成措置の遵守状況を監視するために、自国の技術的手段が有効であることを認める。

(65) 各会議参加国は、この文書に含まれる条項にしたがって、CSBMs 適用地域内の他の会議参加国の適用地域内の他の会議参加国の領域にたいして査察をおこなう権利を有する。

(66) 各会議参加国は、CSBMs 適用地域内にある自國領域について、一歴年に三回以上の査察を受けいれる義務はない。

(67) 会議参加国は、CSBMs 適用地域内にある自國領域について、一歴年に三回以上の査察を受けいれる義務はない。

(68) 会議参加国は、同一の他の会議参加国から、一歴年に一回以上の査察を受けいれる義務はない。

(69) “不可抗力”のために査察が実施できなかつた場合には、回数に数えない。

(70) 査察を要求する会議参加国は、要求の理由を表明する。

(71) 査察の要求を受けた会議参加国は、(67) および (68) 項の条項にしたがつて、合意された期間内にその要求を受けいれるよう回答する。

(72) 査察を要求する理由が正当であるかについて争いが起つても、査察の実施を放げまたは遅らせることはできない。

(73) 査察を要求する会議参加国は、CSBMs 適用地域内にある他国領域について、査察のために特定の地域を指定することができます。この地域「特定地域」という。特定地域は、通告義務ある軍事活動が実施されているか、またはいづれかの会議参加国が通告義務ある軍事活動がおこなわれていると考える地域からなる。特定地域は、通告義務ある軍事活動の規模と範囲によって特定され、かつ限定されるが、軍規模の軍

事活動に必要な範囲を越えない。

(74) 特定地域においては、査察受け入れ国の代表と同行する査察国の代表は、この地域への接近、立ち入り、および妨害を受けない調査を認められる。ただし通常は接近が拒否されているか制限されている地域または過敏な地点、軍事的またはその他の防衛施設ならびに海軍艦艇、軍用車両および航空機を除く。この制限地域の数と広さは、できるだけ少なくなければならぬ。その広さの点からいってできるだけ小さな若干の恒久的または一時的な軍事施設を除いて、通告義務ある軍事活動を実施することのできる地域を制限地域に指定してはならない。したがってこの制限地域が通告義務ある軍事活動の査察を妨げるために使用されなければならない。制限地域は、合意された査察条項と両立しない方法で使用されてもならない。

(78・2) —地理的標識で示された特定地域の場所。  
(78・3) —査察チームが希望する立ち入り地点（または諸地点）。

(78・4) —立ち入り地点（または諸地点）への、およびその地点からの、ならびに適当な場合には、特定地域への、およびその地域からの、交通手段。

(78・5) —特定地域において査察を開始する場所。  
(78・6) —査察を地上から、空中から、あるいはその双方から同時に起こるか。

(78・7) —空中からの査察を、航空機またはヘリコプター、あるいはその双方を使用しておこなうのか。

(78・8) —査察チームは、査察受け入れ国が用意した車両を使用するのか、あるいは相互の合意により、自国の車両を使用するのか。

(78・9) —査察受け入れ国に入国する査察員への外交ビザ発給にかんする情報。

(75) 特定地域内においては、査察受け入れ国以外の会議参加国の軍隊も、査察国が実施する査察の対象となる。

(76) 査察は、地上、上空、またはその双方からおこなわれる。

(77) 査察チームが車両および航空機を最初に使用する時から査察目的のために使用する必要がなくなる時まで、査察受け入れ国の代表が査察チームに同行する。

(78) 査察国は、求めに応じて査察受け入れ国に次の事項を通知する。

(78・1) —査察を要求する理由。

(80) 査察要求ならびにそれにたいする回答は、遅滞なくすべての当事国に通報される。

(81) 査察受け入れ国は、特定地域にできるだけ近い立ち入り

## ストックホルム歐州軍縮會議合意文書

地点（または諸地点）を指定するべきである。査察受け入れ国は、査察チームが、立ち入り地点（または諸地点）から遅滞なく特定地域に到着できるように保障する。

(82) すべての会議参加国は、査察チームの自國領域通過について便宜を供与する。

(83) 査察は、査察チームが特定地域に到着してから四八時間以内に終了する。

(84) 一査察チームの査察員は四名を超えてはならない、査察の実施にあたって査察チームを一つに分けることができる。

(85) 査察員、ならびに適当な場合には補助員は、その任務の遂行中、外交関係にかんするウイーン条約にもとづく特権と免除を認められる。

(86) 査察受け入れ国は、査察チームに査察を実施するために適切な場所で適當な食糧と宿泊施設を、また必要な場合には医療を提供する。ただし査察チームが自己のテントおよび食糧を携行することを妨げない。

(87) 査察チームは、自己の地図、カメラ、双眼鏡、録音機ならびに航空図を使用することができます。

(88) 査察チームは、査察を実施中の航空機上の査察チームと地上の車両にある査察チームとのあいだの継続的な通信のための利用も含めて、査察受け入れ国の適切な通信施設を利用することができます。

(89) 査察実施国は、空中からの査察をおこなうにあたって、

航空機、ヘリコプターまたはその両者のうち、その何れを使用するかを指定する。査察のための航空機は、査察実施国と査察受け入れ国とのあいだの合意にもとづいて選定する。選ばれた航空機は、査察の期間中査察チームが地上を継続的に観測できるものでなければなれない。

(90) 飛行計画、とくに特定地域における飛行経路、速度および高度について査察チームの選定を明示した飛行計画をしかるべき航空官制当局に通告した後、査察用航空機は、遅滞なく特定地域に入ることができる。特定地域内において査察チームが要求した時には、特別の観察をおこなうために、承認された飛行計画を変更することができる。ただしこの変更は、(74) 項ならびに飛行の安全および航空管制上の必要に合致していなければならない。乗組員にたいする指示は、査察に使用されている航空機に搭乗している査察受け入れ国の代表を通じて与えられる。

(91) 査察チームのメンバーの一人は、要求すれば、航空機の正確な位置を確かめるために、査察飛行中にいつでも航空機の航法装置のデータを観察し、乗組員が使用している地図および航空図を見ることができる。

(92) 上空および地上の査察員は、四八時間の査察期間中に、希望すれば何度でも特定地域に出入りすることができる。

(93) 査察受け入れ国は、査察のために不整地走行能力をもつた地上車両を提供する。査察地域の特殊な地理的条件を考慮

に入れて相互に合意された場合には、査察実施国は自国の車両を使用することが認められる。

(94) 査察実施国が地上車両または航空機を準備した場合には、各車両の運転手一名、航空機の乗組員一名を同行する。

(95) 査察実施国は査察報告書を作成し、報告書の写しをすべての会議参加国に遅滞なく配布する。

(96) 査察の経費は、査察実施国が自国の航空機および／または地上車両を使用した場合を除いて、査察受け入れ国が負担する。立ち入り地点（または諸地点）への往復の経費は査察実施国が負担する。

(97) 遵守および検証にかんする通信には、外交経路を使用する。

(98) 各会議参加国は、合意された信頼と安全保障醸成措置が実行されているかどうかについて、他の会議参加国からタイマリーに説明をうける権利を有する。これにかんする通信の内容は、適切な場合には、他のすべての当事国に通知される。

## 資料

### ★ ★ ★

(99) 会議参加国は、これらの信頼と安全保障醸成措置が、武力紛争ならびに軍事活動についての誤算の危険を減らすことを目的としていることを強調し、その実行がこれらの目的の達成に寄与することを力説する。

(100) 会議参加国は、『最終文書』の諸目的を再確認し、ひき

つづいて信頼の醸成に努力し、軍事的対決を少なくして、すべての国の安全を強化する決意である。会議参加国はまた軍縮を進展させる決意である。

(101) この文書で採択した諸措置は政治的に拘束力をもち、一九八七年一月一日に効力を発生する。

(102) スウェーデン政府は、この文書をウインにおけるCSCE E継続会議および国際連合事務総長に送付する。スウェーデン政府はまたこの文書を、会議参加国でない地中海地域諸国政府に送付する。

(103) 各会議参加国はこの文書を公刊し、可能な限り広く普及し、国民に知らせる。

(104) 会議参加国の代表は、ストックホルム会議を準備し、會議に参加した代表に暖かい歓迎を与えたスウェーデン政府と国民に深い感謝を表明する。

（ストックホルム、一九八六年九月一九日）

### △付録I▽

マドリード合意に示されているように、CSBMs 適用地域は以下のように定義される。

平等な権利、均衡および相互主義を基礎として、またすべてのCSCE 参加国諸国との安全保障上の利益を等しく尊重しながらヨーロッパにおける信頼と安全保障醸成措置および軍縮にかんする各国の義務にもとづいて、これらの信頼と安

## ストックホルム欧州軍縮会議合意文書

全保障醸成措置が適用される範囲は、ヨーロッパ全域ならびにその隣接海域<sup>(\*)</sup>および空域である。この措置は軍事的に重要かつ政治的に拘束力をもつものとなる。したがってその内容にふさわしい適切な形式で批准される。

隣接海域および空域にかんしては、そこで実施される会議参加国の軍事活動がヨーロッパの安全に影響をあたえる時、ならびに上記のヨーロッパ全域内で実施され、かつ諸国が通告を合意した軍事活動の一部である時には何時でも、諸措置は、すべての会議参加国の軍事活動に適用される。内容を詳細にする必要が生じた場合には、この会議における信頼と完全保障醸成措置にかんする交渉を通じておこなう。

上記の地域にかんする定義は、『最終文書』によってすでに生じていいる義務を減免するものではない。この会議で合意される信頼と完全保障醸成措置はまた、信頼醸成措置および安全と軍縮の若干の側面にかんする『最終文書』の規定が適用されるすべての地域にも適用される。

(\* ここでは隣接海域の概念は、ヨーロッパに隣接する大洋を含むと解される)

この文書で「CSBMs 適用地域」という用語が使用される時には、上記の定義が適用される。

### △付録II▽ 議長の説明

合意された信頼と完全保障醸成措置およびそこで規定され

ている若干の事前通告の時間枠にかんする規定を考慮し、なればにこの文書の諸規定を早急に完全な実施に移すことが諸国の利益になることを表明して、会議参加国は以下の事項に合意する。

事前通告を必要とし、かつ一九八七年に予定される軍事活動の年間計画は、一九八六年一二月一五日までに交換する。

合意された条項にしたがって、一九八八年に計画されている四〇〇〇〇人以上の兵員を含む軍事活動にかんする通告は、一九八六年一二月一五日までに交換する。一九八七年に実施予定の七六〇〇〇人以上の兵員を含む活動が一九八六年一二月までに交換される年間計画に含まれていれば、会議参加国はそれを実施できる。

一九八七年一月一日以後四二一日以内に開始する活動は、CSCE『最終文書』の該当規定にしたがう。ただし会議参加国は、当該活動にこの文書の規定を可能なかぎり最大限に適用するよう努力する。

以上の説明はストックホルム会議の文書の付録として同時に公表される。

(ストックホルム、一九八六年九月一九日)

### △付録III▽ 議長の説明

各会議参加国は、CSCEワイン継続会議以降いつでも、「ヨーロッパにおける信頼と完全保障醸成措置および軍縮にか

んする会議」の権限の範囲で問題を提起できる。

以上の説明はストックホルム会議文書の付録として同時に公表される。

(ストックホルム、一九八六年九月一九日)

△付録IV▽ 議長の説明

会議参加国は、国際組織に加盟し、または加盟しない権利を有すること、同盟条約の当事国になる、またはならない権利を含めて二国間もしくは多国間条約の当事国になる、またはならない権利を有すること、さらに中立の権利を有することを想起する。これに関連して会議参加国は、査察制度の目的を出し抜くためにこれらの権利を利用しない。とくに CSBMs 適用地域内の会議参加国の領域において一歴年に三回以上の査察を受け入れる義務はないという条項を利用しない。

この問題にかんする会議参加諸国間の適当な了解は、日報に含まれる説明文書において表明される。

以上の説明はストックホルム会議文書の付録として同時に公表される。

(ストックホルム、一九八六年九月一九日)